宮崎県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画

第３期（令和４年　４月　１日から　令和９年　３月３１日まで）

令和４年４月
宮　崎　県

目　　次

１　計画策定の背景及び目的 ---------- 1

２　管理すべき鳥獣の種類 ---------- 1

３　計画の期間 ---------- 1

４　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 ---------- 1

５　第二種特定鳥獣の管理の目標

(1)　現状 ---------- 2

①　生息動向 ---------- 2

②　生息環境 ---------- 4

③　捕獲及び捕獲班の状況 ---------- 4

④　被害状況 ---------- 4

⑤　被害対策実施状況 ---------- 6

(2)　管理の目標 ---------- 6

(3)　目標を達成するための施策の基本的考え方 ---------- 7

６　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1)　個体群の管理 ---------- 7

(2)　捕獲従事者の確保・育成 ---------- 8

(3)　捕獲物の処理等 ---------- 8

７　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 ---------- 8

８　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)　被害防止対策 ---------- 8

(2)　モニタリング等の調査研究 ---------- 8

(3)　計画の実施体制 ---------- 9

(4)　市町村の役割 ---------- １０

(5)　農林家、地域住民及び地元関係団体の役割 ---------- １０

添付資料

資料１　「第二種特定鳥獣管理計画」による管理体制 ---------- １２

資料２　管理の推進体制（模式図） ---------- １３

資料３　生息実態調査における市町村アンケート参考様式 ---------- １４

資料４　市町村ニホンザル管理実施計画 ---------- １７

資料５　宮崎県ニホンザル出没報告票 ---------- １８

1　計画策定の背景及び目的

本県においてニホンザルは、農林作物被害のほか、市街地への出没なども発生しており人とニホンザルの軋轢（あつれき）が生じている。

このため、県では第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定し、現在、第２期計画（平成29年度～令和３年度）に取り組み、市町村や関係機関等と連携しながら、管理のための施策を展開しているが、第２期計画期間内の農林作物等への被害額は、年度あたり４千万～６千万円と依然として高水準で推移している。

こうしたことから、引き続き、第３期計画（令和４年度～８年度）を策定し、ニホンザルの生息及び捕獲状況や農林作物への被害発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、地域個体群の安定的な存続を図りながら、農林作物及び生活環境の被害低減と、人とニホンザルとの共存を図ることを目的として、本計画を策定する。

2　管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

3　計画の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

4　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

本県のサル個体群は、大きく分けて４つの地域個体群に分けられる（図－１）。

管理に当たっては、県全域を対象とするが、分布域の連続性に考慮し、地域個体群を単位とした管理を行うこととする。

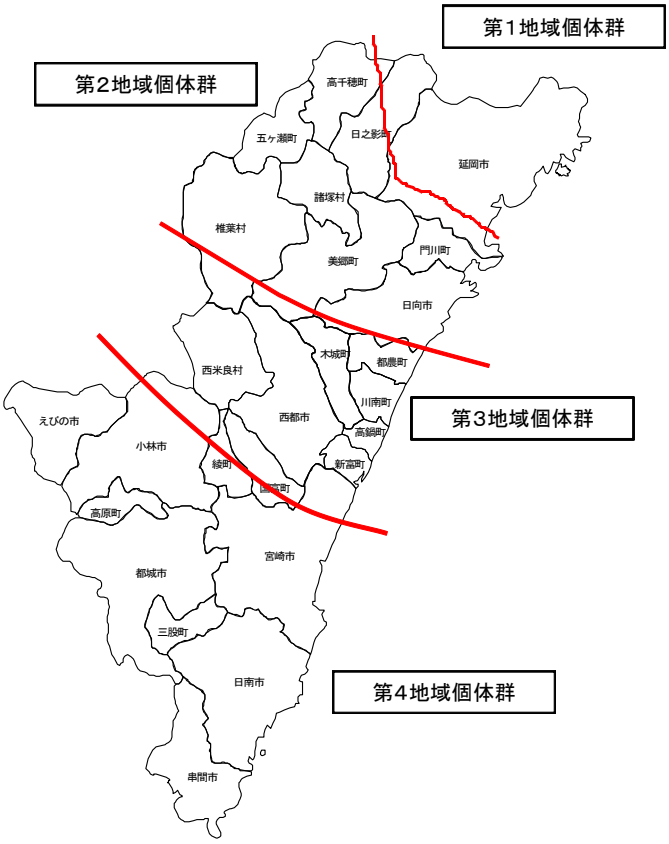

図－１　宮崎県のニホンザル地域個体群

５　第二種特定鳥獣の管理の目標

それぞれの地域個体群を安定的に維持しつつ、農林作物被害等を低減し、人とサルとの共存を図る。

(1)　現状

①　生息動向

ア　概況

平成１４年度から生息状況調査を実施しており、令和３年度までの調査の結果では、県内に９９群が生息しているものと推測している。

イ　分布

生息状況調査で確認された生息地点について、分布の連続性から取りまとめた結果、１２の生息域に区分された（表－１、図－２）。

表－１　宮崎県のニホンザル生息域の現況

個体群番号	ニホンザル生息域		推定群数	推定生息頭数		調査年度
	番号	区　　域		最小	最大	
第１	①	延岡市北浦町～延岡市北川町～延岡市北東部	18	500	680	R1
	②	延岡市北方町東部～延岡市北西部	1	80	90	
第２	③	高千穂町	1	0	10	
	④	日之影町～延岡市北方町	1	10	20	
	⑤	椎葉村～諸塚村	2	10	30	
	⑥	美郷町北郷～門川町西部～日向市東郷町北部～美郷町西郷	5	120	170	
第３	⑦	都農町～川南町～木城町	2	80	100	R3
	⑧	新富町～西都市～西米良村東部	8	280	360	
	⑨	西米良村北西部～椎葉村南部	3	30	60	
第４	⑩	都城市高崎町東部～小林市野尻町～綾町～国富町～宮崎市高岡町～宮崎市西部～都城市山之口町～都城市高城町宮崎市清武町～宮崎市田野町	23	880	1,110	H30 R2
	⑪	宮崎市南部～日南市北郷町東部～日南市北部	19	710	900	R2
	⑫	日南市南郷町～串間市	16	355	490	
計			99	3,055	4,020	

（令和３年11月30日現在）

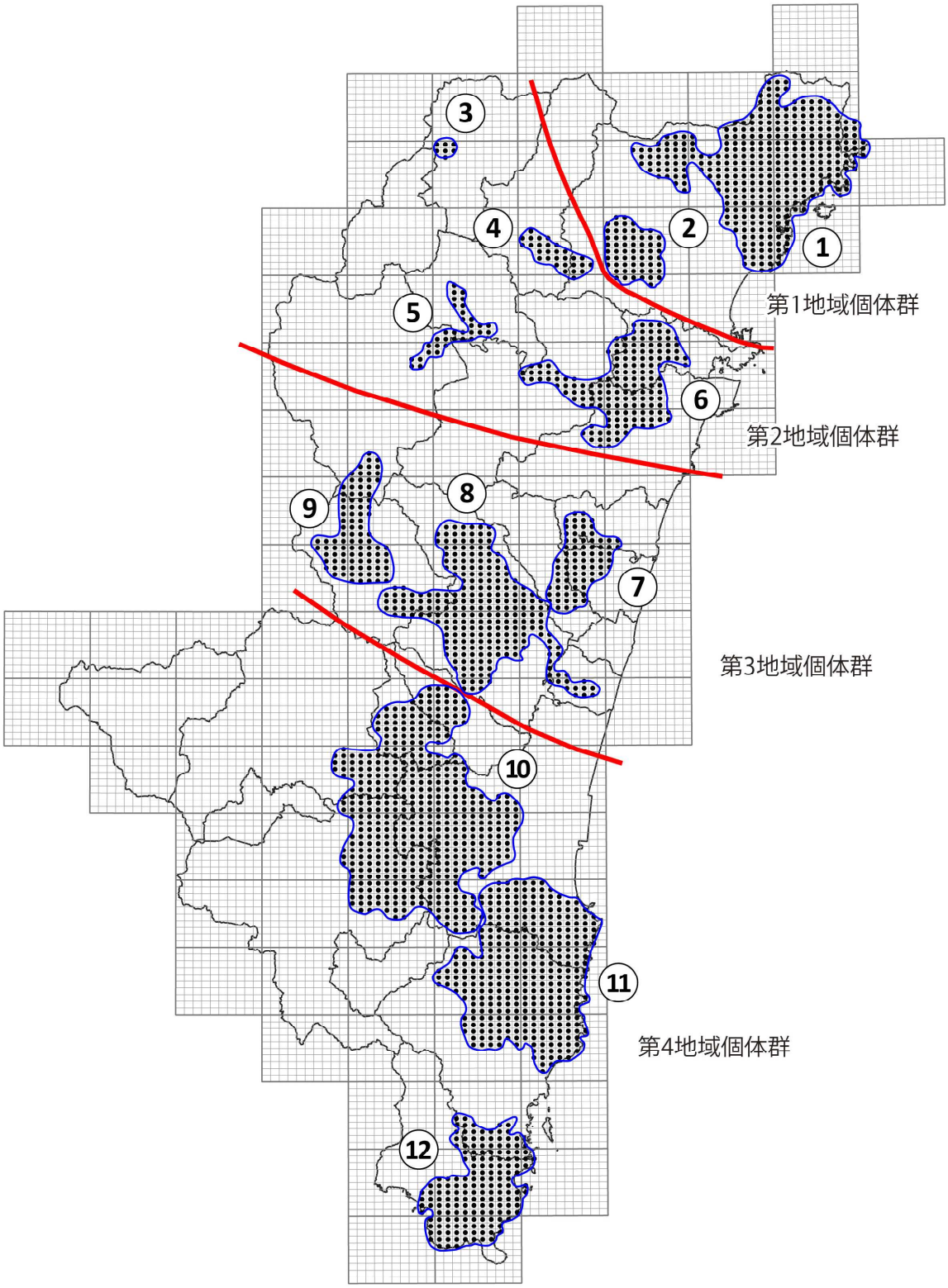

図－２　宮崎県のニホンザル生息域（令和３年11月30日現在）

② 生息環境

サルは、春には新芽や若葉、秋には果実や木の実を好んで食べるため、その基本的な生息域は、餌が十分に確保できる広葉樹を主体とする天然林であるが、総森林面積５９万ヘクタールのうち人工林針葉樹が約６割を占める本県森林は、サルの餌場としての魅力に乏しい。

また、中山間地域の過疎化や高齢化の進展等により、十分に管理されない耕作地が集落周辺に広範囲に散在し、収穫されない果樹や農作物が放置され、サルを餌付けする状態となっている。近年は、無自覚の餌付け防止運動が浸透しつつある。

③ 捕獲及び捕獲班の状況

農林業被害防止のための捕獲による県内でのサルの年間捕獲頭数は、平成５年度までは全県でも７０頭程度だったが、それ以降は急増し、令和２年度は１，１００頭を超える捕獲頭数となっている。

また、平成１６年度にサル被害の多い市町村において、野生猿特別捕獲班が設置されるとともに、平成２２年度から２５年度まではシカ・サル対策指導捕獲員設置事業による捕獲体制が強化された（表－２）。

なお、捕獲の方法は、箱わなや銃猟により行われており、地域によっては、大型囲いわなによる捕獲も実施されている。

表－２　サルの捕獲頭数及び捕獲班数等の推移

年度	S47	57	H5	10	15	20	28	29	30	元	2
許可件数			8	173	369	330	488	463	510	516	503
捕獲頭数	1	2	70	291	417	777	1,259	812	1,153	1,086	1,133
特別捕獲班数						57	74	76	79	81	83
班員総数						626	823	816	854	858	897

④ 被害状況

県内でサルによる農林作物への被害が目立つようになったのは、昭和４０年代の後半頃からであるが、この頃の被害は一部地域に限られていた。

しかし、近年、中山間地域の過疎化等により、県内各地で広範囲に被害が発生するようになり、現在に至っている。

サルによる農林作物への被害金額は、平成３年度に初めて１千万円を超えたのを境に、ほぼ毎年増加傾向となり、平成１２年度からは３千万～４千万円の間で推移していたが、平成２０年度に急増し、平成２４年度には８千７百万を超える被害となり、その後は、捕獲や防護柵の設置などの被害対策が進み減少傾向であったが、令和元年度からは再び増加し、令和２年度は５千万円を超える被害となっている。（表－３、図－３）。

なお、人家周辺に出没するサルが女性や高齢者がいても逃げず、屋根に上ったり住宅に侵入するなどの人慣れが極度に進んだ地域も一部見受けられ、早急な対策が必要となっている。

表－３　サルによる農林作物被害の推移

年　度	H元	10	20	24	29	30	元	2
被害金額(千円)	9,116	29,508	45,840	87,380	43,283	42,170	47,084	56,373

集落被害状況（令和３年度）

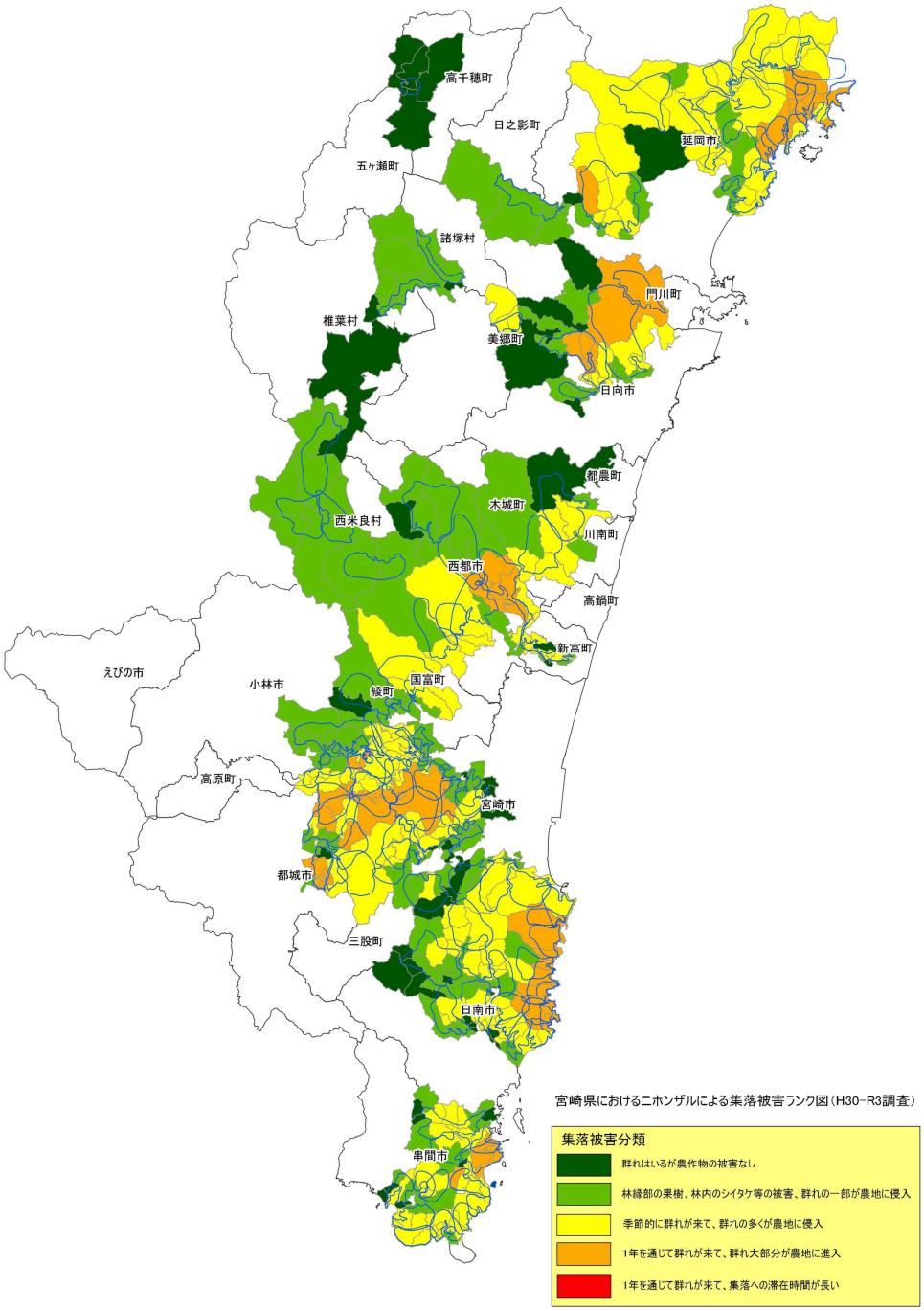

図－３　ニホンザル被害現況

⑤　被害対策実施状況

被害発生地域では、これまで、農林業被害防止のための捕獲や追い払い、各種防除施設の設置などの被害対策に取り組んできているが、平成１９年度から生息実態調査を踏まえた被害対策の策定や県民への普及啓発、捕獲体制の強化等を実施し、平成２２年度からは全県的な被害対策として、鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、専門家の指導による集落の環境づくりや鳥獣の追い払い、リーダーの育成等、鳥獣を寄せ付けない「地域力」の向上を目指し、「新たな視点」に立った鳥獣被害対策を推進している。

(2)　管理の目標

サルには、基本的に群れで行動するなどの特性があることや、群れや生息頭数の増減と被害の増減との関係が明確でないことなどを考慮すると、個体群の管理の基本は、生息頭数や生息密度の管理ではなく、加害個体を特定したうえでの群れの管理であるといえる。

また、被害防除を徹底するとともに、生息環境の管理により、被害地にサルが生息しづらい状況を作り出すことが必要である。

サルによる被害対策として、捕獲のみに頼ることは、被害の低減につながらないばかりか、場合によっては、加害群の分裂・拡大を促したり地域個体群を絶滅させるおそれがある。そこで、本県のサル個体群管理目標を次のとおり設定する。

①　県内の地域個体群・生息域を安定的に維持しつつ、人とサルとの共存を図る。

②　サルによる農林作物への被害額を令和８年度までに４千２百万円以下に低減する。

表－４　サルによる農林作物被害額の実績、目標

（単位：千円）

第1期				
H24	H25	H26	H27	H28
87,380	78,900	70,115	66,784	56,828
第２期				
H29	H30	R1	R2	R3
43,283	42,170	47,084	56,373	54,000
第３期				
R4	R5	R6	R7	R8
51,000	48,000	46,000	44,000	42,000

実績：平成24年度～令和２年度、目標：令和３～８年度

(3)　目標を達成するための施策の基本的考え方

サル個体群の生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除の徹底や誘因除去など、適切な手法を効率的に組み合わせた対策を講じる。

具体的な施策を定めるにあたっては､関係する群れの加害レベルを見極めたうえで、加害レベルに応じた対策を組み合わせる。

サルは知的能力が高く、運動能力にも優れ、適応力が高いことから、管理にあたっては､ア　被害防除､イ　生息環境管理､ウ　個体群管理の各施策を定期的に点検し、必要があれば改善し、継続して実施する（表－５）。

表－５　管理の各施策の具体的方法

施策の種類	各施策の具体的方法
ア　被害防除	①侵入防止柵　②追い払い　③追い上げ
イ　生息環境管理	①誘因除去（サルの餌をなくす）　②集落・農地環境改変 ③森林環境の保全・整備
ウ　個体群管理	①農林業等に係る被害の防止のための捕獲 ②個体数調整のための捕獲

（参考）資料１：「第二種特定鳥獣管理計画」による管理体制
　　資料２：管理の推進体制（模式図）

６　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1)　個体群の管理

①　農林業等に係る被害の防止のための特定鳥獣の捕獲

集落もしくは農地によく出没し、農作物を採食する習性が強く、さらに行動域の森林に餌となる食物が十分に存在しないと考えられる群れについて、防除を試みてもなお被害が低減できない場合は、できる限り加害個体を特定し、特定個体を捕獲するように努める。

②　数の調整のための捕獲

数の調整のための捕獲については、群れの管理上、必要な場合に実施するものとし、学識経験者、県、市町村、狩猟団体等で協議を行い、捕獲頭数、期間等を決定する。

また、次の全ての条件を満たす群れについて、防除を試みてもなお被害が軽減できない場合は、大型の囲いわな等を活用した群れ全体捕獲の実施を検討する。

◎　被害状況が甚大で人馴れ度が激しいこと
◎　被害防除と生息環境管理（集落・農地周辺）が徹底されていること
◎　隣接する群れの分布状況が把握されていること
◎　捕獲後のモニタリング体制が整っていること

なお、捕獲の実施に当たっては、捕獲により群れの分裂が生じないように留意するとともに、バランスの取れた構成の群れとして残す配慮を行う。また、遺伝的多様性を維持し、地域個体群の絶滅を防止するため、繁殖を妨げないように配慮する必要がある。

捕獲は、適切な方法により行う。檻で捕獲した個体は、原則として、できるだけ苦痛を与えない方法で殺処分し、実験動物としての利用は行わない。捕獲個体は、データの記録により管理の資料として積極的に活用する。

(2)　捕獲従事者の確保・育成

高齢化等により狩猟者が減少している中、サルの捕獲に従事できる有害捕獲班員の育成・確保は重要となっている。非狩猟鳥獣であるサルの生態等の知識や捕獲の技術を習得するには有害捕獲活動での経験が必要となる。このため、野生猿特別捕獲班員の確保に努めるとともに、質の高い捕獲従事者を育成するため、有害捕獲従事者に対する技術向上等研修を行う。

(3)　捕獲物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

7　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

サルの生息地管理として、農林作物への被害の低減を図るために「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上を目指すこととし、被害防除対策と併せて野生鳥獣を取り巻く森林環境の整備を図るため、単一的な人工林の造成から実のなる木の植栽や針広混交林の導入など多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するなど、中・長期的視点に立った「生息環境対策」を推進する。

また、人とサルの生活空間を分離して棲み分けを図るために、人の生活空間にサルを入れない、あるいは引き寄せないための施策を進めていく必要があり、サル本来の生息環境である森林地域(あつれき)については、サルの生息が保障されるような森林環境の保全・整備に努め、人との軋 轢が生じない生活空間を増やすことを進めていく。

8　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)　被害防止対策

サルによる農林作物への被害を低減させるためには捕獲だけでなく、聞き取りによる集落の被害状況調査により、被害箇所、被害面積等を地域住民が共有し、その上で「鳥獣被害対策研修会」等を継続的に実施し、追い払いの実施やエサ場の撤去、野生鳥獣の生態の研究に基づく防護柵等の効果的な設置方法など野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域が一体となって取り組む「被害対策防止」を推進する。

併せて、地域ぐるみの対策を促進するため、市町村と連携し、電気柵や爆音機、箱わな等の購入に必要な費用の助成を行っていく。

(2)　モニタリング等の調査研究

被害を及ぼす群れの分布及び動向、奥地での群れの分布状況などの実態調査を目撃情報や被害情報等の収集を集落等の現地で行い、それに基づく個体群管理を実施する。また、市町村に対してアンケート調査（資料３）を行い、実態を把握する。

(3)　計画の実施体制

①　特定鳥獣保護管理検討委員会

学識経験者、農林業団体及び関係行政機関の職員等からなる検討委員会を設置し、各種調査結果や対策の実施状況等を参考にして、県全体の管理計画等について検討・評価等を行う。

②　鳥獣被害対策プロジェクトの推進

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を推進する。（図－４）

※新たな視点に立った鳥獣被害対策
　無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

図－４　鳥獣被害対策プロジェクトの実施体制

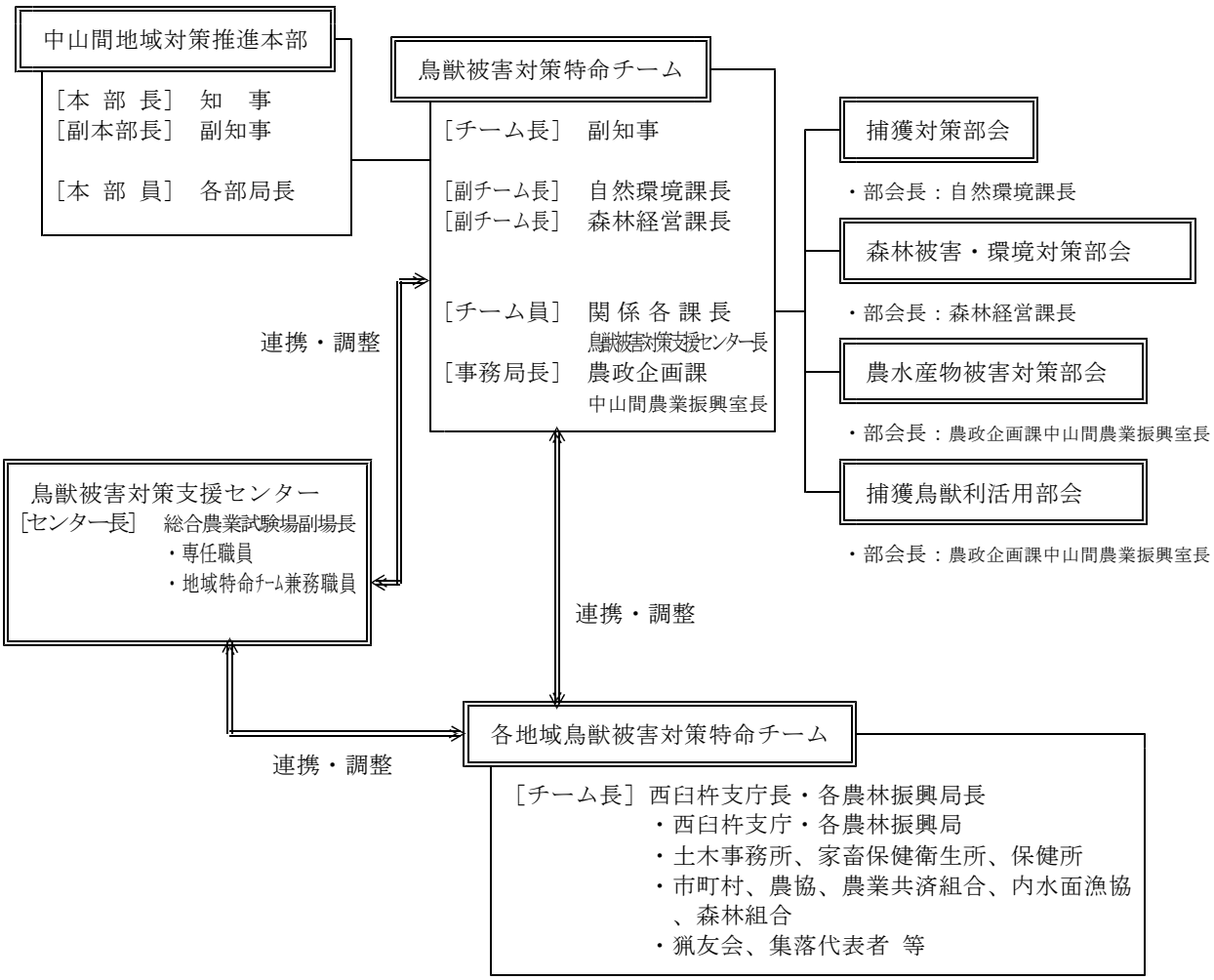

③　関係機関等との連携・協力

本計画を推進するに当たり、隣接する関係県や市町村等との情報交換や連絡調整及び連携を図り、効果的な対応策等を検討する。

(4)　市町村の役割

①　実施計画の作成

市町村ごとにサル管理のための協議会や捕獲対策を担う野生猿特別捕獲班を設置し、年度ごとに被害防除、生息環境管理、有害鳥獣捕獲などの個体群管理を総合的に組み合わせ、市町村における施策を明示した実施計画を作成する（資料４）。

②　実施計画の実施

ア　被害防除

農家、農業団体等への指導・啓発・支援を行う。

イ　生息環境管理

農家、地域住民等への指導・啓発・支援を行う。

ウ　個体群管理

有害鳥獣捕獲などの個体群管理を行うとともに、農林作物の被害状況やサルの出現頻度、被害防止対策の実施状況、捕獲個体に関するデータ等を収集し、県へ随時報告する。（資料５）

エ　住民等への情報伝達

市町村と農家、地域住民及び地元関係団体との間に入り、実施計画に関わる情報伝達を円滑に進める。

③　実施計画の評価と見直し

実施計画の実施状況と効果について評価し、実施計画の見直しの材料とする。

(5)　農林家、地域住民及び地元関係団体の役割

①　施策への主体的な取り組み

市町村、狩猟団体、農業団体及び集落等と連携し、被害防除、生息環境管理への主体的な取り組みを行う。

②　情報提供

農林作物の被害状況、サルの出現頻度、被害防止対策の実施状況に関するデータ等を記録し、市町村に情報を提供する。

添　付　資　料

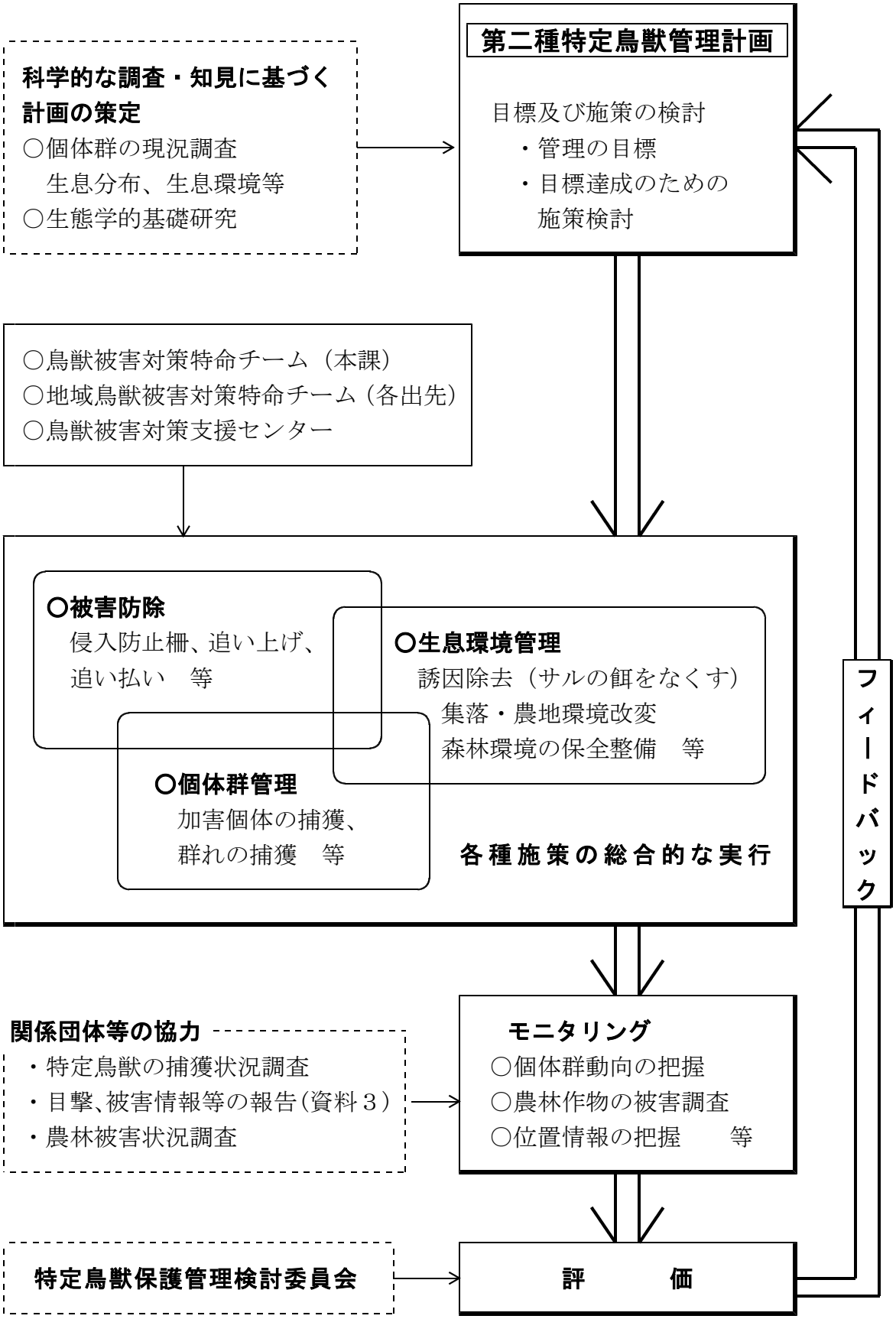

資料１　「第二種特定鳥獣管理計画」による管理体制

資料２　管理の推進体制（模式図）

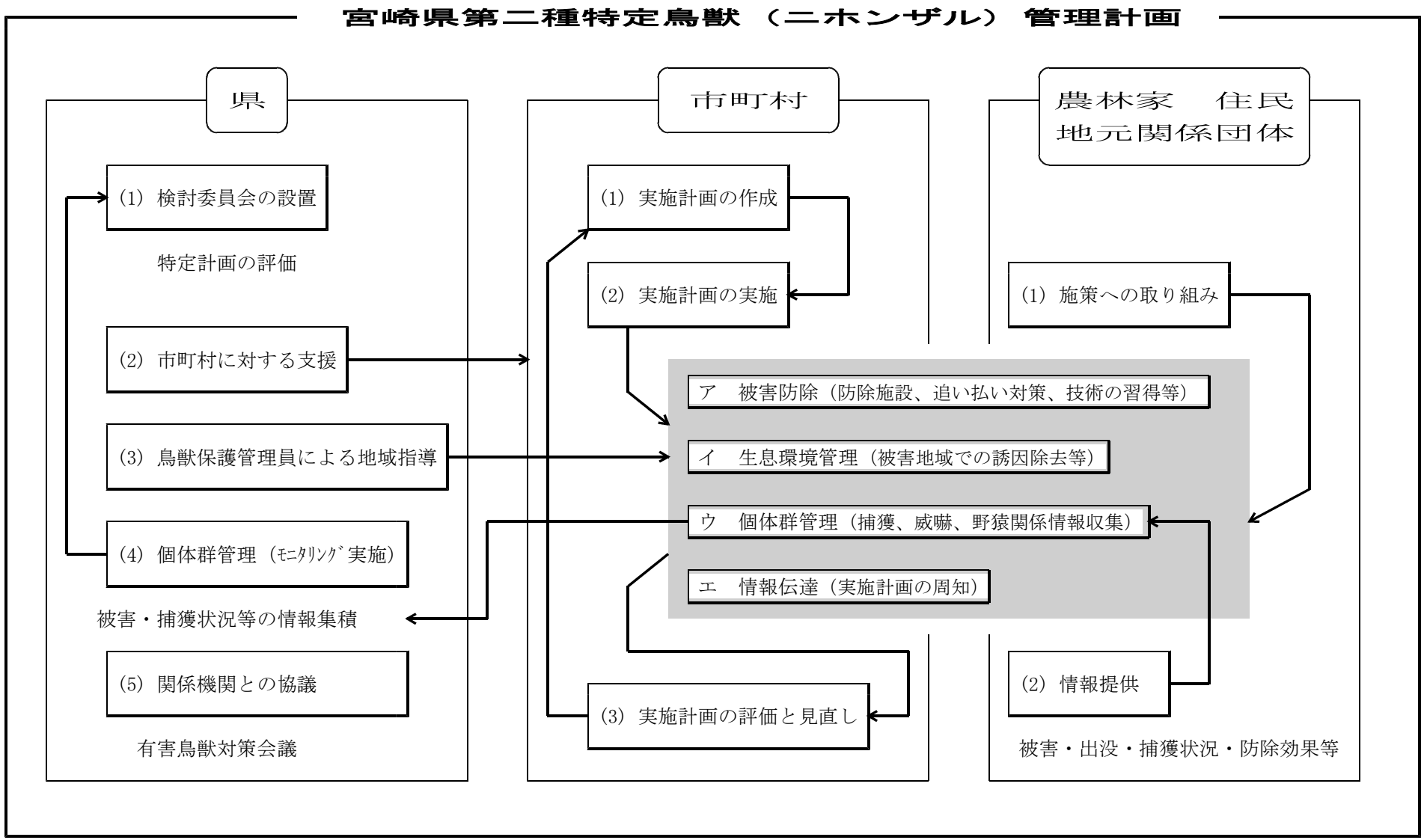

資料３　　生息実態調査における市町村アンケート参考様式

■有害鳥獣捕獲（ニホンザル）の状況について教えてください。

１　ニホンザルの捕獲を行っている有害鳥獣捕獲班（野生猿特別捕獲班）の数を教えてください。

有害鳥獣捕獲班　　班　　野生猿特別捕獲班　　班

２　各班について　　年度から　年度までの捕獲頭数を教えてください。

班　名	捕　獲　頭　数　（頭）					
	年度		年度		年度	
	銃	わな	銃	わな	銃	わな

３　各班について　　年度から　年度までの出動回数を教えてください。

班　名	出　動　回　数　（回）		
	年度	年度	年度

４　各班について　　年度から　　年度までの出動人員（延べ人数）を教えてください。

班　名	出　動　人　員　（人）		
	年度	年度	年度

５　捕獲方法について、使用している方法について教えてください。

1　銃による捕獲
2　小型捕獲檻による捕獲　（　　台　設置）
3　大型囲いわなによる捕獲（　　台　設置）
4　その他（　　）

６　捕獲に対する報償費について教えてください。

1　捕獲報償費がある
（１頭あたり　　円：　個人に対して支給　・　班に対して支給　）
2　捕獲報償費はない

■ニホンザルにおける農作物の被害状況について教えてください。

７　特に被害に困っている農作物の種類を教えてください。
○（作物の種類：　　／　被害の多い月：　　月）
○（作物の種類：　　／　被害の多い月：　　月）
○（作物の種類：　　／　被害の多い月：　　月）
○（作物の種類：　　／　被害の多い月：　　月）
○（作物の種類：　　／　被害の多い月：　　月）

８　ニホンザルの被害の過去3年間程度の増減について教えてください。
（担当者の方が感じている感覚で結構です）

1　ニホンザルの被害はかなり増加している

2　ニホンザルの被害はどちらかといえば増加している
3　ニホンザルの被害は以前と比べて変わらない
4　ニホンザルの被害はどちらかといえば減少している
5　ニホンザルの被害はかなり減少している

９　特に力を入れて取り組んでいる被害対策があれば教えてください（自由記述）。

■　大型囲いわなについて教えてください。

10　大型囲いわなへの取り組みについて教えてください。

1　大型囲いわなによる捕獲をすでに行っている　→　（　問11へ　）
2　大型囲いわなによる捕獲を将来的に行ってみたい
3　大型囲いわなによる捕獲をやる予定はない

11　「大型囲いわなによる捕獲を行っている」と回答された市町村のみお答え下さい。捕獲結果の詳細を教えてください。また大型囲いわなの設置地点を市町村地図にて教えてください（表の番号を市町村地図上に記入してください）。

番号	設置地区	設置期間	捕獲頭数
1		～	
2		～	
3		～	
4		～	
5		～	
6		～	
7		～	

8		～	
9		～	
10		～	

資料４

年度　市町村ニホンザル管理実施計画

市・町・村	地域・地区	対象群れ数　　群	推定頭数　　頭

①目撃状況

出没頻度	□毎日　□毎週　□毎月　□まれに　□その他（　　）
出没時期	□春　□夏　□秋　□冬　□その他（　　）
出没状況	□山間　□田畑　□民家　□人威嚇　□その他（　　）

②前年度被害状況

被害作物の種類	被害総額（千円）

③対策の状況及び計画

区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理
前年度の実績	（実施時期、方法）	（実施時期、方法）	（実施時期、方法、頭数）
問題点			
当年度計画	（実施時期、方法）	（実施時期、方法）	（実施時期、方法、頭数）

※ 同一市町村内でも状況・対策等が大きく異なる場合は、地域ごとに作成する。

資料５

宮崎県ニホンザル出没報告票

全県№.

出先№.

報告日時　　年　　月　　日

出没等日時	年　　月　　日（　　）午前 午後　　時頃
場　　所	市 町 村　　大 字　　地内　※必ず、ウラ面の位置図に「×」印で場所を明示してください。
報 告 者	（連絡先）

■該当する項目に「○」印を付けて、欄内に情報を記入してください。
■日時や場所が異なる情報は、用紙を分けて報告してください。

目　　撃

※頭数は概ねで結構です。

目撃頭数	頭
目撃サルの内訳	大柄の猿（　　）頭　小柄の猿（　　）頭 コドモ猿（　　）頭　その他（　　）
出没の状況 （重複可）	（　）山間部　（　）田畑　（　）民家のそば （　）民家の敷地内　（　）人への威嚇 その他（　　）

被　　害

※被害金額・面積は概ねで結構です。

被害の対象	
被害の数量 （重複可）	金額（　　）円　面積（　　）ｱｰﾙ・㎡・坪　その他 （　　）

捕　　獲

※２頭以上捕獲した場合は、用紙を分けて報告してください。

捕獲方法	（　　）猟銃　（　　）檻わな　（　　）くくりわな
性　別	（　　）オス　（　　）メス　（　　）不明
年齢等の情報 （重複可）	（　　）オトナ猿　（　　）コドモ猿 体　重（　　）ｸﾞﾗﾑ・ｷﾛｸﾞﾗﾑ その他（　　）

（実際に使用する様式には、裏面に位置図を印刷すること。）